

土浦市事業者支援一時金

【提出書類チェックリスト】

| | 提出書類 | 備考 | チェック欄 | |
|-----|----------------|---|--------------------------|--------------------------|
| | | | 申請者 | 市 |
| (1) | 一時金支給申請書兼誓約書 | 詳しくは「記入例」をご覧ください。 必要事項を漏れなく記入し、誓約事項・同意事項をよく 読んだ上で申請してください。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (2) | 振込先通帳等の写し | ・通帳の表紙 ・通帳を開いた1, 2頁目 ・「茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時 金」が支給されたことが分かる頁。 上記3枚を添付してください。 ※口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の 種類及び口座番号が記載されたものを提出してくださ い。 ※申請者と口座名義人が一致する通帳を提出してくださ い。 ※県一時金の取引明細が合算されている場合は、記帳 の明細を追加で提出してください。明細の発行につい ては、各金融機関にご相談ください。 ※県一時金は、申請する回数分通帳に記帳されている か確認をお願いします。入金を確認できない場合は支 給できません。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (3) | 事業所所在地が確認できる書類 | ・直近の確定申告の写し(提出先の受付印又は印字が あるもの) ・履歴事項全部証明書 ・事業開始等申告書(県税事務所の受付印のあるもの) ・個人事業の開業・廃業等届出書(税務署の受付印の あるもの) ・各種営業許可証 のいずれか1つを提出してください。いずれも提出が困 難な場合は、申請前に商工観光課へご相談ください。 ※個人事業者の方は、主たる事業所住所がわかる書 類を提出してください。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (4) | チェックリスト(本書) | 申請者の欄全てに☑が付いたもの。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※「茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金」については茨城県へお問い合わせください。

茨城県一時金電話相談窓口 : 029-301-5558(平日のみ 午前9時から午後5時)

※「茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請協力金」は本一時金の対象外です。

※茨城県の「大規模集客施設等協力金」は本一時金の対象外です。

※個人事業主で土浦市内に事業所がある方が対象になります。市内に住所があっても事業所が市外の個人
事業者は対象になりません。

※法人で本店が市外にあり、支店が土浦市内にある事業者は対象になりません。「主たる事業所」が市内に
ある事業者が本一時金の対象です。

※上記以外にも必要に応じて資料の提出を求められることがあります。